最終更新日：2015年5月28日
株式会社乃村工藝社
代表取締役社長　榎本　修次
問合せ先：03-5962-1119
証券コード：9716
http://www.nomurakougei.co.jp/ir/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の効率化と透明性の確保を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と位置づけております。
このような考えのもと、監査役制度を採用し、社内監査役1名、社外監査役2名で監査役会を構成しており、取締役会への出席や監査役会の定期的な開催を通して、取締役の職務執行に関する監査をおこなっております。さらに、内部監査を担当する監査室は2名で構成されており、内部監査計画にもとづき、事業部門に対する監査をおこない、監査役会と連携をとることにより、監査機能を充実させております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社乃村	5,234,000	8.73
有限会社蟻田	5,141,500	8.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,464,500	4.11
乃村工藝社従業員持株会	2,205,130	3.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,745,800	2.91
乃村洋子	1,658,000	2.76
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE 10PCT　TREATY ACCOUNT	1,500,000	2.50
株式会社三井住友銀行	1,376,920	2.29
乃村工藝社共栄会	1,167,400	1.94
第一生命保険株式会社	916,000	1.52

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長 更新	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坂場　三男	その他											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂場　三男	○	―――	坂場三郎氏は、ベトナム大使、ベルギー大使等を歴任し、NATO（北大西洋条約機構）の日本政府代表を務めるなど、グローバルな視点からの政治や経済に対する見識を有しております。当社は、その知見を当社の会社経営に活かしていただきたくことを期待しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会計監査についての監査契約を有限責任あずさ監査法人と締結しており、決算期のみならず、必要に応じて同監査法人による監査を実施し、その都度、監査役会に対し監査の方法および結果についての報告をおこなっております。
また、監査役は、内部監査を担当する監査室より、定期的に監査結果の報告を受けております。また、監査室は、監査役の求めに応じて必要な資料や情報を提供するなど、相互に連携をはかっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡辺裕泰	学者													
三和彦幸	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡辺裕泰	○	早稲田大学大学院 教授 財務省財務総合政策研究所顧問 三井物産株式会社 社外監査役 株式会社イシダ 社外取締役	国税庁長官を経験した後、大学院教授として租税法を研究しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの経験を当社の監査に客観的に反映していただけると判断し社外監査役として選任しております。
三和彦幸	○	三和公認会計士事務所 農水産業協同組合貯金保険機構監事 学校法人埼玉医科大学監事 株式会社ショーワ 社外監査役 住友金属鉱山株式会社社外監査役	会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を有し、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外監査役として当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていくものと考えていることから選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブの付与に関しては、その効果を見極めた上で実施を検討いたします。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告ともに、全取締役の報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役および監査役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、役位、常勤、非常勤、職務の内容、社会的水準、従業員給与との均衡および会社の業績等を考慮したうえ算定することとしております。また、取締役については取締役会において設置する「報酬・昇格委員会」の審議を経て取締役会の一任を受けて社長により、監査役については監査役間の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

当社では取締役会の開催に際し、社外取締役・社外監査役に対して事前に付議議案および資料を送付または提示しており、周到な準備により取締役会の審議が充実するようにつとめております。また、内部監査に関し監査室が常勤監査役に報告をおこなった場合には、監査役会において当該情報が社外監査役に伝達されます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

【取締役会】
社外取締役（独立役員）1名を含む取締役7名で構成され、会社の経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役の業務執行の監督をおこなっております。

【監査役会】
監査役3名（内、社外監査役（独立役員）2名）で構成され、年間の監査計画にもとづき、当社および子会社の業務や財産の状況の調査等を実施するとと
もに、会計監査人や監査室から適宜報告を受け、各監査役間で意見交換をおこなっております。なお、常勤監査役は経営会議と執行役員会議に出席し、監査に必要な情報収集をおこなうとともに、必要に応じて意見を述べております。

【経営会議】
中長期に関する経営事項や基本方針等は、毎月2回開催する経営会議において審議・検討をおこなっております。

【報酬・昇格委員会】
当社取締役会は、役員報酬、執行役員退職慰労金、取締役および執行役員の昇格に関する審議機関として「報酬・昇格委員会」を設置しております。当委員会の委員は、取締役会の構成員中から社長の指名により選定されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社では、取締役（取締役会には社外取締役1名を含む）の相互牽制と社外監査役を含めた監査役の監査により、客観性が確保された適切な企業統治を実践しており、現状の体制で経営の監視体制は十分に機能していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年５月の定時株主総会では、開催日の3週間前に招集通知を発送しております。
招集通知（要約）の英文での提供	狭義の招集通知および参考書類の英訳版を当社HP等に掲載しております。
その他	株主総会においては、出席いただいた株主から「議決権行使結果確認票」を提出いただくほか、株主総会運営に関するアンケートを同時におこなっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを策定し当社HPに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	主に、コーポレート本部長が説明を行っております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期・期末決算発表後に決算説明会を開催し、代表者が説明をおこなっております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会ならびに株主通信等を、当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報・IR部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「乃村工藝社グループ行動規範」を策定。 本規範において、お客様はもとより、株主や近隣との良好な関係の構築を規定している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・「奇跡の一本松」再生、お体が不自由な方向けの食事や飲食道具を提供する店舗開発の企画から施工・運営など、事業活動を通じたCSR活動の実現 ・木材調達ガイドラインの策定　など

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの基本方針について

1．経営の基本方針

1. 経営の基本方針
当社では、次の経営理念を掲げ、すべての役員および従業員が職務執行をおこなう際の基本方針としております。

われわれは　人間尊重に立脚し
新しい価値の創造によって豊かな人間環境づくりに貢献する

・ノムラのいう人間尊重とは
ノムラは、生活者である人間の多様な価値観に対応し、快い生活環境を創造する。
またノムラは社員の人間性を基盤にして、働きがいのある自己実現の場をつくりあげる。

・ノムラのいう新しい価値の創造とは
ノムラは、人と人、人ともの、人と情報が交流する新たな機能と可能性を追求し、最適な集客貢献と空間創造を実現する。

・ノムラが目指す企業像とは
ノムラのおくりだすものは、人間環境の質的向上をはかる生活文化そのものである。
ノムラはこの仕事を通じて、環境創造産業のリーダーとなる。

この経営理念のもと、当社は、集客と感動の環境を創り出し、顧客の事業繁栄と成功に貢献することにより、企業価値を高め、成長を続けてまいります。 そのため、以下の内部統制システムに関する基本方針を定め、適正かつ効率的な業務遂行につとめてまいります。
また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制システム」についても適正な制度運用および評価をおこない、財務報告の信頼性確保につとめてまいります。

2. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社では、すべての役員および従業員が、法令および定款を遵守し、コンプライアンスに基づく職務遂行が徹底しておこなわれるよう、内部統制システムを運用します。
本社部門ではコンプライアンスに関する社内研修を適宜実施するとともに、事業部門から相談・報告を受け、対応策を講じ、報告事項に重大な法令違反行為などが含まれる場合には、リスク管理委員会を開催して審議をおこない、その内容が社長に報告されます。このリスク管理委員会は、緊急時以外にも定期的に開催し、リスク管理体制・コンプライアンス体制の運用状況の確認などをおこなうとともに、必要に応じて弁護士や公認会計士など外部の専門家と連携をとり、再発防止に向けて必要な措置を講じます。
また、当社では、従業員が直接通報できる内部通報窓口を設けており、内部通報者保護規程を定めて通報者を保護するとともに、社内に法令および定款に違反する行為がある場合には、リスク回避に向けた取り組みを進めます。
さらに、本社部門および事業部門から独立した監査室が定期的に内部監査を実施し、被監査部門にその結果をフィードバックするとともに、社長に監査報告をおこなっております。
また、当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、情報管理規程などの社内規程に基づき、取締役会など各種会議体の議事録の管理および保存をおこなっております。
また、この社内規程については、毎年度末に見直しをおこない、関係法令をはじめとする社会的な要求事項に対応できるよう規程の整備につとめております。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社におけるリスク管理につきましては、リスク管理規程を定めてリスク管理体制を整備しております。また、リスクマネジメントマニュアルを当社およびグループ会社の全従業員が社内ネットワークシステムを通じていつでも閲覧できるなど、社内の情報基盤を通じてリスクに関する情報を共有しております。
さらに、経営上重要なリスクについては、上記リスク管理委員会においてリスクの把握・分析をおこない、対応策を検討することにより、事業活動におけるリスクの予防につとめております。

5. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
当社は、業務執行責任の明確化をはかるために、執行役員制度を導入するとともに、経営会議を開催して意思決定の迅速化につとめております。 一方、取締役会は、取締役会規則、職務権限規程等の社内規程により職務権限・意思決定のルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行をはかっております。

6. 当社ならびにグループ会社における業務の適正を確保するための体制
当社は、グループ会社を含めた企業集団の行動の基本ルールとして「ノムラグループ行動規範」を定めております。
当社の本社部門が、グループ会社全社の業務の統括および経営に関する指導・支援をおこなっております。
また、グループ会社の業務の適正を確保するために、各社は「ノムラグループ行動規範」のもと、社内規程を整備するとともに、その整備状況や運用状況については当社の本社部門が定期的に確認し、グループ会社全体でコンプライアンス経営の実践につとめております。
さらに、グループ会社会議を定期的に開催し、グループ会社相互の情報交換や当社からの重要事項に関する連絡等をおこなっております。
また、内部監査を担当する監査室が、グループ各社を対象として定期的に業務監査をおこなうとともに、グループ会社の監査役が協議会を開催し監査に関する意見交換をおこない、その結果を当社の常勤監査役に報告するなど、グループ会社全体における業務の適正を確保します。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社では、内部監査を担当する監査室を設置しております。
なお、監査室は社長直轄の組織でありますが、監査結果について適宜監査役に報告をおこなっており、さらに監査役は必要に応じて監査に関

する指示ができるなど、監査役の監査業務を補助します。
　また、社内規程により、必要がある場合には、監査室長は他の部門の者を臨時に監査担当者に指名することができるものとし、内部監査の充実
を図ります。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
　当社では、監査室に所属する前号の使用人の人事異動・人事考課など人事に係る事項の決定につきましては、常勤監査役の事前の承認を得るものとします。

9. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
　当社では、社内規程により、取締役、監査室等の使用人などから報告を受けた監査役は、これを監査役会に報告します。
　また、同規程により、取締役から、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の報告を受けた場合などには、監査役会は必要な
調査をおこない、取締役に対して助言または勧告をおこなうなど、状況に応じ適切な措置を講ずることを定めます。さらに、常勤監査役は、取締役会のほか経営会議や執行役員会議に出席することにより、監査をおこなううえで必要な情報を収集します。

10. その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
　当社の社内規程において、監査役会を定期的に開催し、監査に関する重要事項を検討することを義務付けております。
　また、監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題などにつき相互認識を深めます。
　さらに、監査役が当社における各種会議体の議事録を閲覧することができるなど、監査を実効的におこなうための体制を構築しております。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制
(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
　当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。
(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
　当社では、反社会的勢力に対する対応統括部署を総務部、不当要求防止責任者を総務部長としております。
　また、所轄警察署や顧問弁護士など外部専門機関から適宜関連情報を収集するとともに、当社が反社会的勢力および団体から不当要求を受けた場合には、外部専門機関との連携のもと、社内の関係部署が協力して組織的に対応します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社では、反社会的勢力に対する対応統括部署を総務部、不当要求防止責任者を総務部長としております。
また、所轄警察署や顧問弁護士など外部専門機関から適宜関連情報を収集するとともに、当社が反社会的勢力および団体から不当要求を受けた場合には、外部専門機関との連携のもと、社内の関係部署が協力して組織的に対応します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

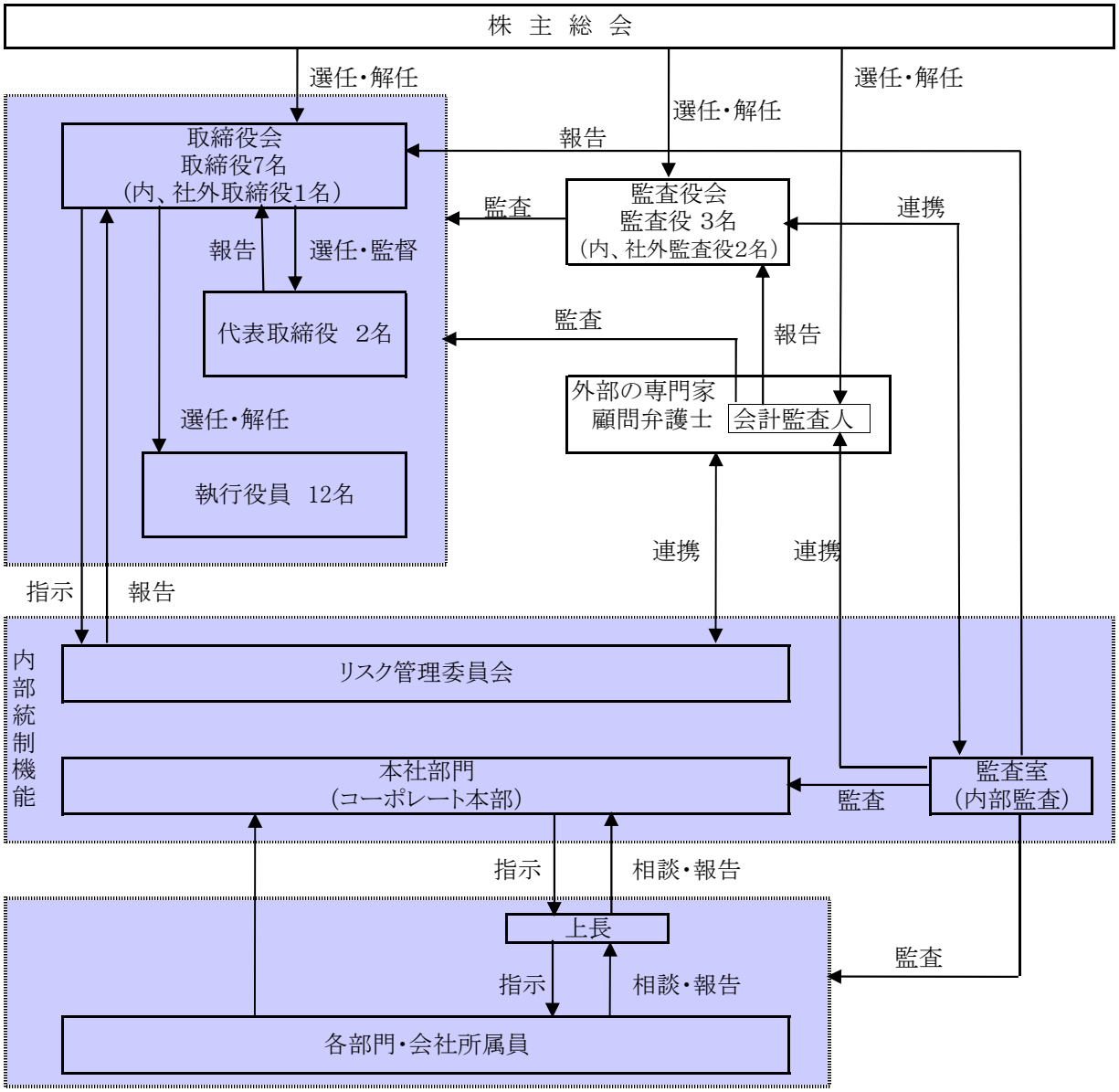
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

(1)会社情報の適時開示に係る社内体制
当社では、東京証券取引所が定める適時開示規則等にもとづき、重要な会社情報を公正かつ適時に開示することを目的として、「ディスクロージャー委員会」を設置しております。同委員会は、コーポレート本部副本部長が委員長となり、コーポレート本部内の部門長を中心とする人員で構成されております。
重要な決定事実については、ディスクロージャー委員会の協議後、関係部門から取締役会に付議され、決議もしくは報告がなされたのち速やかに開示しております。また、重要事実が発生した場合は、当該事実が発生した関係部門などから本社部門に情報が集約され、ディスクロージャー委員会が開示案をとりまとめ迅速に適宜開示を行うよう努めております。

(2)適時開示に係る社内体制のチェック機能
当社では、内部監査部門として監査室を設置し、コンプライアンスの観点にもどづき、適時開示の管理体制を監査しております。
また、会計監査人および顧問弁護士との連携をはかり、外部からのチェック機能を強化することにより、公正かつ適時・適切な会社情報の開示を実現しております。

（平成27年5月21日現在）



適時開示体制の概要(模式図)

